第二十二条の二の二第一項第七号中「（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設」を「（放送法第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）」に改める。

第二十五条の三中「様式第十七の六の申立書を」を「当該申立てが次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に掲げる様式の申立書を総務大臣に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　電気通信設備の共用に係る申立て　様式第十七の六

二　電気通信設備設置用工作物の共用に係る申立て　様式第十八の三

第二十五条の四中「様式第十七の七の申請書を」を「当該裁定の申請が次の各号に掲げるものであるときは、それぞれ当該各号に掲げる様式の申請書を総務大臣に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　電気通信設備の共用に係る裁定の申請　様式第十七の七

二　電気通信設備設置用工作物の共用に係る裁定の申請　様式第十八の四

第二十七条の五第一項第八号を次のように改める。

八　有線放送設備（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号に規定する有線一般放送（以下この条において単に「有線一般放送」という。）を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路（他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備

イ　事業用電気通信設備と有線放送設備（事業用電気通信設備と同一の設備を使用する部分を除く。）との間における分界点の場所に関する説明書

ロ　イの分界点における事業用電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書

ハ　端末設備等を接続する点と有線放送設備の受信者端子（放送法施行規則第百五十条第四号の受信者端子をいう。）との間における分離度又は有線一般放送の受信設備から副次的に発する電磁波による妨害の対策措置に関する説明書

ニ　有線一般放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が判読できないように講じた措置に関する説明書

第三十二条第一項第六号を次のように改める。

六　専らその全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行う放送の受信のために使用される端末設備であるとき。

第四章の二の章名を次のように改める。

第四章の二　電気通信紛争処理委員会

様式第8注4を次のように改める。

4　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。

当該設備が無線設備の場合であって、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその旨を記載すること。

(1)　予定する周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合

(2)　予定する周波数帯の電波を電波法第7条第2項第6号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備に使用する場合

様式第18の2の次に次の二表を加える。

様式第18の3（第25条の3関係）

共用協定に関する命令申立書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。）

電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法第38条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
共用しようとする電気通信設備設置用工作物	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該共用が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第18の4（第25条の4関係）

共用協定裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。）

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

（連絡のとれる電話番号等を記載すること。）

（当該担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）